



公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和8年8月10日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
佐久漁業協同組合 千曲川漁業協同組合 高水漁業協同組合 北安中部漁業協同組合 犀川殖産漁業協同組合 諏訪東部漁業協同組合 浪合漁業協同組合	佐久市跡部17－1 須坂市大字村山145－1 飯山市大字静間町尻1340－1 大町市大町2763 長野市信州新町新町34－8 茅野市宮川3939－4 下伊那郡阿智村浪合1018	内共第1号 内共第2号 内共第2号、内共第9号 内共第4号 内共第4号 内共第5号 内共第14号

2 変更の内容

(1) 佐久漁業協同組合

第7条第1項中「700円」を「1,000円」に改め、同項第1号の表を次のように改める

魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料
全魚種	1 日	2,000円
	10月第二土曜日から翌年2月15日まで にじますに限る	4,000円
	1 年 にじますにあつては、2月16日から9月30日に限る	8,000円
	1ヶ月 発行日から1ヶ月間	3,500円

同項第2号の表を次のように改める。

区 分	遊 漁 料
小、中学生	無料
障がい者	前号の規定する額の2分の1に相当する額 ただし、承認期間は1年（年券）

(2) 千曲川漁業協同組合

第2条第2項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「第1項の承認を受けた者」を「遊漁者」に、「の規定する」を「に規定する」に改める。

第7条第1項第2号の表中「身体障害者」を

「障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）」に改め、同条第2項中「次に掲げ

る場所」の次に「又は組合が指定するオンラインサービス」を加える。

第8条第1項中「遊漁承認証」の次に「(オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)」を加える。

(3) 高水漁業協同組合

ア 内共第2号

第5条中「ない」を「内」に改め、同条の表中「区域。」を「区域」に改める。

第7条第1項中「附加」を「加算」に改める。

第11条中「ある」を「できる」に改める。

イ 内共第9号

第6条第1項中「附加」を「加算」に改める。

第10条中「ある」を「できる」に改める。

(4) 北安中部漁業協同組合

第2条第2項中「次に掲げる場所（又は組合の指定する）」を「第7条第2項各号に掲げる場所又は組合が指定するオンラインサービス」に改め、同条第3項中「口頭」の次に「又は組合が指定するオンラインサービス」を加え、同項の次にただし書を加える。
ただし、オンラインサービスで申請した場合は、竿釣りによる遊漁に限るものとする。

第7条第2項中「次に掲げる場所」の次に「又は組合が指定するオンラインサービス」を加え、同項第3号中「提示した場所」の次に「又は組合が指定するオンラインサービス」を加える。

第8条第1項中「別記様式第1号から第2号までに規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に、「以下」を「オンラインサービスにより発行されたものを含む。以下」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

第10条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第1号」に改める。

別記様式第1号及び同第2号を削り、別記様式第3号を別記様式第1号とする。

(5) 犀川殖産漁業協同組合

第8条第1項第1号の表中 「

6,000円

」 を 「

6,600円

」 に改める。

(6) 諏訪東部漁業協同組合

第6条中「中学生」を「小学生」に改め、同条の表中の「80m」を「90m」に、「60m」を「85m」に改める。

(7) 浪合漁業協同組合

第3条第1項中「申請」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により申請」に、同条第2項及び第3項中「第11条」を「第9条」に改め、同条第4項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第5条第3項中「次に掲げる場所」の次に「又はオンラインサービスによる方法」を加え、同項第2号中「組合が指定し提示した場所」の次に「又はオンラインサービスによる方法」を加える。

第6条第1項中「別記様式第1号に規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に、「以下」を「オンラインサービスにより発行されたものを含む。以下」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 発行年月日
- (8) 発行者
- (9) 注意事項

第8条第2項中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改める。

「第9条 この」を「第10条 この」に改める。

別記様式第1号を削り、同第2号を同第1号とする。

3 変更後の遊漁規則の施行期日

- (1) 2の(1) 令和8年10月10日
- (2) 2の(2) 令和8年9月1日
- (3) 2の(3) 令和8年12月1日
- (4) 2の(4) 令和8年9月1日
- (5) 2の(5)及び(6) 令和8年12月1日
- (6) 2の(7) 令和8年8月17日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和 8 年 8 月 10 日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

- 1 許可番号
令和 7 年10月29日 長野県佐久建設事務所指令 7 佐建第39－ 7 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市協和字陣場1991 の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区浜松町 2－ 4－ 1
カヤバ株式会社 代表取締役 川 瀬 正 裕

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和 8 年 8 月 10 日

長野県諏訪建設事務所長 木 下 英 樹

- 1 許可番号
令和 8 年 2 月 25 日 長野県諏訪建設事務所指令 7 諏建第261－ 6 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市豊平字バチ山4937－ 2、字トクアミ 6934－ 8、6934－ 9、6934－10、6934－11、10899、10900、10901、10902、10903、10904、10905、10906、10907、10908、10909－ 1、10909－ 2、10910、10911 の内、10913、10914、10915、10927 の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茅野市豊平5000－ 1
公立大学法人公立諏訪東京理科大学 理事長 阿 部 栄 一

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。
令和 8 年 8 月 10 日

長野県警察本部長 阿 部 文 彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通管制システム用MVNO回線サービス提供業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県警察本部交通部交通規制課交通管制センター
(2) 所在地 長野市三輪 1 丁目 6 番15号 長野中央警察署内
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 7 月 15 日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 日本信号株式会社
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
- 5 落札金額
130, 340, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和 8 年 5 月 28 日

交通規制課